八　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものであるときは、日本工業規格Ｃ一四〇〇―二に適合するものであること、又はこれと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できるものであること。

九　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が水力発電設備であるときは、当該水力発電設備に係る発電機の出力の合計が三万キロワット未満であること。

十　法附則第十二条の新エネルギー等認定設備でないこと（法附則第六条の規定に基づき経済産業大臣の確認を受けた法第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなされた設備である場合を除く。）。

2　法第六条第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該認定の申請に係る発電が、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用の内容及び当該再生可能エネルギー発電設備の運転に要する費用の内容を記録しつつ行われるものであること（当該認定の申請に係る発電が、法の施行の日において既に再生可能エネルギー電気の発電を開始していたものである場合にあっては、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の運転に要する費用の内容を記録しつつ行われるものであること。）。

二　当該認定の申請に係る発電が水力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該水力発電設備が揚水式によらないで発電を行うものであること。

三　当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる方法であること。

イ　当該発電に係るバイオマス比率を毎月一回以上定期的に算定し、かつ、当該バイオマス比率並びにその算定根拠を帳簿に記載しつつ発電する方法であること。

ロ　当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法であること。

（変更の認定）

第九条　法第六条第四項の発電の変更に係る認定の申請は、様式第三による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものである場合には様式第四による申請書）を提出して行わなければならない。

2　第七条第二項から第四項までの規定は、前項の発電の変更に係る認定の申請について準用する。

（軽微な変更）

第十条　法第六条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　認定発電設備に係る点検、保守及び修理を行う体制の変更

二　認定発電設備の大幅な出力の変更

三　認定発電設備に係る設備の区分等の変更を伴う変更

四　認定発電設備（第二条第一号及び第二号に掲げる設備に限る。）が供給する再生可能エネルギー電気の供給の方法の変更

五　認定発電設備が供給する再生可能エネルギー電気の計測の方法の変更

六　認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利用されるバイオマスの種類の変更

2　法第六条第五項の軽微な変更の届出は、様式第五による届出書を提出して行わなければならない。

（廃止の届出）

第十一条　法第六条第一項の認定を受けた者は、認定発電設備を廃止したときは、様式第六による届出書により、その旨を速やかに経済産業大臣に届け出なければならない。

（認定発電設備の設置に要する費用の内容及び当該設備の運転に要する費用の内容の報告）

第十二条　認定発電設備（法の施行の日において既に再生可能エネルギー電気の発電を開始していた設備を除く。）を用いて発電する者は、特定契約に基づき当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始したときは、速やかに当該認定発電設備の設置に要した費用の内容を経済産業大臣に報告しなければならない。

2　認定発電設備を用いて発電する者は、毎年度一回、当該認定発電設備の年間の運転に要した費用の内容を経済産業大臣に報告しなければならない。

3　前二項の報告は、様式第七により行うものとする。

（帳簿）

第十三条　認定発電設備であるバイオマス発電設備を用いて発電する者は、バイオマス比率及びその算定根拠を記載した帳簿を備え付け、記載の日から起算して五年間保存しなければならない。

第三章　電気事業者間の費用負担の調整

（法第八条第一項の経済産業省令で定める期間）

第十四条　法第八条第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

（交付金の額の算定方法）

第十五条　法第九条各号列記以外の部分の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、法第九条の規定に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に交付金の交付に伴い当該電気事業者が支払うこととなる事業税に相当する額を加える方法とする。

（回避可能費用の算定方法）

第十六条　法第九条第二号の経済産業省令で定める方法は、特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる一キロワット時当たりの費用として経済産業大臣が電気事業者ごとに定める額（以下「回避可能費用単価」という。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を乗ずる方法とする。

（法第十一条第一項の経済産業省令で定める期間）

第十七条　法第十一条第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

（納付金の額の算定方法）

第十八条　法第十二条第一項の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、電気事業者が電気の使用者に供給した特定電気量（電気の使用者ごとに供給した電気の量をいう。以下同じ。）に、当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額（当該電気の使用者が法第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所である場合にあっては、当該額から当該額に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第二条第三項で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額を合計する方法とする。

2　法第十二条第一項の納付金の額の算定の基礎となる電気事業者が電気の使用者に供給した特定電気量は、検針その他これに類する行為（以下「検針等」という。）が行われた日（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合においては、当該検針等が行われた日は原則としてその前月に属するものとする。以下この条において同じ。）から次の検針等が行われた日（電気の需給契約の廃止に伴い一月に二回検針等が行われた場合においては、当該次の検針等が行われた日は原則としてその翌月に属するものとする。第五項において同じ。）の前日までの間に、当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量とする。

3　前項の規定にかかわらず、電気事業者が電気の使用者に供給した電気の対価として請求する料金が定額をもって定められている電気の供給（以下「定額制供給」という。）に係る特定電気量は、当該定額制供給に係る契約に基づき通常使用される電気の需要設備の電力の容量及び当該需要設備の用途、その設置の場所その他の事情を勘案して算定される一月当たりの当該需要設備の使用時間を基礎として、当該定額制供給に係る契約の種別ごとに経済産業大臣が定める方法により算定した電気の量とする。

4　第二項の規定にかかわらず、電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る料金にあらかじめ一定量の電気の使用を前提として定められる部分があるものに係る当該部分の特定電気量は、当該部分の料金が適用される電気の量とする。

5　法第十二条第一項に基づく納付金の額の算定に用いられる納付金単価は、第二項の次の検針等が行われた日の属する年度における納付金単価とする。